第十四条　法第四十八条第一項の規定による前条第一項第一号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第八の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その届出が変更の工事に係る場合であって、取替えの工事に係るときは第二号の書類を、廃止の工事に係るときは同号及び第三号の書類を添付することを要しない。

一　工事計画書

二　当該事業用電気工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三　工事工程表

四　変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

2　法第四十八条第一項の規定による前条第一項第二号に定める工事の計画の届出をしようとする者は、様式第八の工事計画（変更）届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　公害の防止に関する工事計画書

二　当該事業用電気工作物の属する別表第四の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三　変更の工事又は工事の計画の変更に係る場合は、変更を必要とする理由を記載した書類

3　届出に係る事業用電気工作物の種類に応じて、第一項第一号の工事計画書には別表第二の中欄に掲げる事項（その届出が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を、第二項第一号の公害の防止に関する工事計画書には別表第四の中欄に掲げる事項を、記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（取替え、修理又は廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

4　別表第一の下欄又は別表第三の下欄に掲げる工事の計画を分割して法第四十八条第一項前段の規定による届出をする場合は、第一項各号又は第二項各号の書類のほか、当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要を記載した書類を添えてその届出をしなければならない。

5　第一項及び第二項の届出書並びに第一項、第二項及び前項の添付書類の提出部数は、正本一通及びその写し二通とする。

第十五条　法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣及び原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る事業用電気工作物の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第十一条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

（添付書類の省略）

第十六条　法第四十九条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、次に掲げるもの以外のものとする。

一　第十条第一項に規定する制限工事に係るもの

二　第十三条第一項第二号に規定する工事に係るもの

（使用前検査）

第十七条　使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、電気工作物検査官（法第四十九条第三項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が使用前検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員（法第百四条の三の資格を有する者をいう。以下同じ。）が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

工事の工程	検査事項
一　原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備又は原子炉格納施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時	一　原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備又は原子炉格納施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの イ　材料検査 ロ　寸法検査 ハ　外観検査 ニ　組立て及び据付け状態を確認する検査 ホ　耐圧検査 ヘ　漏えい検査 ト　原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査
二　蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時	一　蒸気タービンの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの イ　材料検査 ロ　寸法検査 ハ　外観検査 ニ　組立て及び据付け状態を確認する検査 二　補助ボイラーの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの イ　材料検査 ロ　寸法検査 ハ　外観検査 ニ　組立て及び据付け状態を確認する検査 ホ　耐圧検査 ヘ　漏えい検査
三　原子炉に燃料を装入することができる状態になった時	原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設、排気筒、蒸気タービン、発電機、変圧器、遮断器、発電所の運転を管理する制御装置及び非常用予備発電装置に係る原子炉に燃料を装入した状態において必要な機能又は性能を確認する検査
四　原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時	原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、蒸気タービン及び発電機に係る原子炉が臨界に達する時に必要な機能又は性能を確認する検査
五　工事の計画に係る全ての工事が完了した時	原子炉の出力運転時における原子力発電所の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了を確認するために必要な検査

第十八条　法第四十九条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　原子炉本体を試験のために使用する場合であって、その使用の期間及び方法について経済産業大臣及び原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　前号に規定する事業用電気工作物以外の事業用電気工作物を試験のために使用する場合

三　事業用電気工作物の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について経済産業大臣及び原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　事業用電気工作物の設置の場所の状況又は工事の内容により、経済産業大臣及び原子力規制委員会が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合